

大和市都市緑地法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第40号

大和市都市緑地法施行細則の一部を改正する規則

大和市都市緑地法施行細則（平成24年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の徴収」を削り、「立入検査等」の次に「並びに緑地保全・緑化推進法人の指定等」を加える。

第10条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(緑地保全・緑化推進法人の指定の申請)

第8条 法第69条第1項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 緑地保全・緑化推進法人指定申請書
- (2) 法人の定款及び登記事項証明書
- (3) 直近の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人の事業及び経営に関する事項を記載した書類
- (4) 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 法第70条各号に掲げる業務のうち法人が行う業務に係る直近の業務計画書及び資金計画書
- (6) 直近の事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定の申請に関する法人の意思の決定を証する書類
- (8) 直近の法人税及び事業税の納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(緑地保全・緑化推進法人の変更の届出)

第9条 法第69条第3項の規定により届出をしようとする者は、緑地保全・緑化推進法人変更届を市長に提出しなければならない。

別表第2中「第9条」を「第11条」に改め、同表第18号様式の項中「緑地管理機構指定申請書」を「緑地保全・緑化推進法人指定申請書」に改め、同表第19号様式の項中「緑地管理機構変更届」を「緑地保全・緑化推進法人変更届」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。